

薩摩川内市環境保全条例を制定しました。

近年、産業型公害がある程度沈静化してきた一方で、環境問題は多様化し、日常生活や身近な事業活動に対する苦情(トラブル)、また、地球温暖化などの問題へと広がりを見せています。本市では、これらの環境問題に対応するため、旧川内市が昭和49年に制定した公害防止条例の主要な部分を継承し、現在の環境施策を盛り込んだ市内全域を対象とする新たな条例を、平成25年4月1日から施行します。

●条例の目的
薩摩川内市環境基本条例の基本理念のつとめ、環境への負荷の低減を図るための規制および効果的な地球環境保全の対策を定めることにより、現在および将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的としています。

●施策の概要
市は、環境への負荷の低減を図るため必要があると認めるとき、事業者に環境保全協定の締結を求めます。事業者は、これに応じなければなりません。

〈要保全施設に関する規制〉

要保全施設とは：
工場・事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動または悪臭を発生などさせる施設であつて、特に保全する必要があると認めるものをいいます。

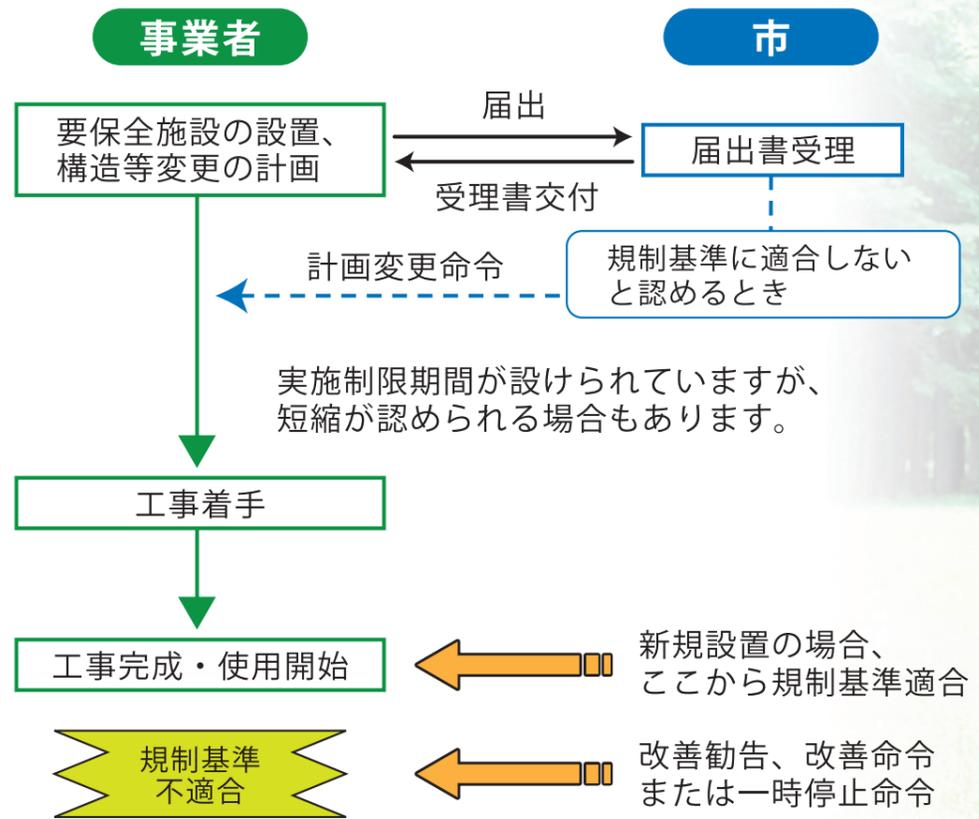
- 要保全施設を設置する事業者は、市への届出が必要です。
- 届出の様式は、ばい煙などの分類ごとに定められています。また、添付書類として、工場・事業場の付近の見取り図や要保全施設の配置図なども必要です。
- この条例の施行日に、既に要保全施設を設置している場合は、その旨の届出が必要です。
- 計画変更命令や改善命令などに従わない場合、罰則が適用されます。
- 規制基準については、本庁環境課へお問い合わせください。

※ある程度規模の大きい工場・事業場であつて、大気汚染や水質汚濁などのおそれがある場合を想定しています。

*** この条例で規制対象となる要保全施設 ***

- 1 ばい煙に係る要保全施設**
①ボイラー
- 2 粉じんに係る要保全施設**
①鉱物・土石の堆積場、②ベルトコンベア、③木材チップ・木粉の堆積場、④木材チップ・木粉の堆積用の吐出施設、⑤製材用の帯のこ盤・丸のこ盤
- 3 汚水に係る要保全施設**
①水産食品製造工場、②内水面養殖場、③碎石場、④石材加工場、⑤ガソリンスタンド、⑥自動車整備工場、⑦機械修理工場
- 4 騒音に係る要保全施設**
①機械プレス、②切断機、③やすり目立機、④のこ目立機、⑤旋盤、⑥フライス盤、⑦平削盤、⑧形削盤、⑨乾式研摩機、⑩空気圧縮機、⑪送風機、⑫冷凍機、⑬走行クレーン、⑭クーリングタワー、⑮自動車両洗浄施設、⑯破碎機、⑰摩砕機、⑱ふるい分機、⑲分級機、⑳動力打綿機、㉑製綿施設、㉒コンクリートブロックマシン、㉓コンクリート管製造施設、㉔コンクリート柱製造施設、㉕帯のこ盤、㉖丸のこ盤、㉗かんな盤、㉘コルゲートマシン、㉙紙工機械、㉚ダイカストマシン、㉛オシレートコンベア、㉜石材引割機
- 5 悪臭に係る要保全施設**
①獣畜・魚介類・鳥類の臓器・骨皮・羽毛などを原料とする肥料・飼料製造用の原料置場・蒸解施設・乾燥施設、②菌体かす・でん粉かすを原料とした肥料・飼料製造用の原料置場・乾燥施設、③パルプ・紙製造用の蒸解施設・薬液回収施設、④鶏ふん乾燥業の鶏ふん乾燥施設

*それぞれの施設には、この条例で規制対象となる要件(規模など)が設定されています。詳しくは本庁環境課へお問い合わせください。



〈深夜営業(騒音)の規制〉

対象となる営業は次のとおりで、午後10時から翌日の午前6時まで、騒音に係る規制基準が適用されます。

- ①鹿児島県公衆浴場法施行条例に規定する特殊公衆浴場営業
- ②ボウリング場営業
- ③ゴルフ練習場営業
- ④自動車駐車場営業
- ⑤バッテリーセンター営業

〈拡声機使用の制限〉

商業宣伝を目的とする場合に限り、次のように制限されます。

- ①区域の制限
住居地域や学校・図書館などの周辺など、拡声機の定点使用を禁止する区域を定めています。
- ②航空機利用の制限
原則禁止しますが、特例として認める場合の使用時間帯や音量などの基準を定めています。
- ③全般的遵守事項
使用時間帯や他の拡声機との間隔、音量などの基準を定めています。

〈生活排水対策〉

集合処理施設の整備や合併処理浄化槽の普及推進など、その地域の特殊性に応じた必要な施策を講じていくことを目指しています。

〈地球環境保全に関する取り組み〉

効果的な地球環境保全の取り組みを推進するため、市民・事業者の皆さんが努めるべき事項として、次のことを定めています。

- ①事業活動に伴う温室効果ガスの計画的な排出抑制
- ②日常生活におけるエネルギーの使用の合理化と適切な緑化、森林の保全
- ③公共交通機関・自転車などの利用やエコドライブ
- ④エコマークなどの認証を受けた環境物品などの購入
- ⑤エネルギーの消費がより少ない機器などの購入
- ⑥市内で生産された農林水産物などの優先的な消費
- ⑦オゾン層破壊物質の排出・漏出の防止

説明会の開催について

この条例について具体的に知りたいという企業・団体などございましたら、説明会を開催します。本庁環境課までお問い合わせください。

【問合せ先】=本庁環境課生活環境グループ ☎(23)5111(内線2742)